

第3次琴浦町子ども読書活動推進計画

ふるさとを愛し、未来を拓く琴浦っ子



令和6(2024)年4月
琴浦町教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 計画の目的等	2
1 計画の目的	
2 計画の期間	
3 計画の対象	
4 施策の基本方針	
第2章 第2次計画期間の成果と課題	3
1 成果と課題	
2 子どもの読書活動に関するアンケートから見える実態	
第3章 計画推進における取組	6
1 子どもが読書に親しむための機会の提供と充実	
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	
(2) 地域における子どもの読書活動の推進	
(3) こども園・保育園における子どもの読書活動の推進	
(4) 学校・学校図書館における子どもの読書活動の推進	
(5) 特別な支援が必要な子どもへの読書活動の推進	
2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	
(1) 図書館の整備・充実	
(2) こども園・保育園の整備・充実	
(3) 学校図書館の設備・充実	
3 子どもの読書活動を支える人の育成	
(1) 職員の育成	
(2) 読書ボランティアへの支援	
4 子どもの読書活動推進についての啓発・広報	
5 目標値の設定	
注釈	13
資料編	17
・琴浦町子どもの読書活動に関するアンケート調査結果	
・琴浦町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	
・琴浦町子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿	
・子どもの読書活動の推進に関する法律	

はじめに

子どもにとって本に親しみ、読書をすることは、言葉をはじめとした様々な知識や知恵を学び、感性や情緒、さらには想像力、表現力、思考力、創造力などを養います。また、子どもたちが健やかに成長し、より豊かな人間性を育み、人生をより味わい深い豊かなものとしていくためにも、読書は欠くことができないものです。しかしながら、今日の子どもたちを取り巻く読書環境は、電子メディアの急速な発達・普及などに伴い、本に親しむ場や機会、時間がどんどん減少する傾向にあり、子どもたちの読書離れや活字離れが指摘されています。

この様な状況の中、国においては、平成13年12月に、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならないという理念の下に「子どもの読書活動の推進に関する法律（＊1）」が制定されました。そして、それを受けて、平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（＊2）」（閣議決定）が公表されました。この中で子どもの読書環境を整備することは、自治体の責任であることが明示されました。令和元年6月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（＊3）」が制定、令和4年1月には「第6次学校図書館図書整備等5か年計画（＊4）」が策定され、子どもの読書活動推進に対する取組がますます進められています。

これらを受けて、鳥取県においても平成16年4月に「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン（＊5）」が策定され、子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組みが示されました。このビジョンはおおむね5年ごとに見直しが行われ、現在は第4次計画が定められています。また、平成27年には「学校図書館支援センター（＊6）」を設置するとともに、平成28年3月に「とっとり学校図書活用推進ビジョン（＊7）」を策定し、就学前から高等学校まで継続的にとらえ、発達段階に応じた授業カリキュラムを考慮した学校図書館活用教育を推進しています。

琴浦町では平成23年3月に「琴浦町子ども読書活動推進計画」を策定し、平成29年3月には項目ごとに考察を図り、「現状と課題」「施策の方向」として見直しを行いました。このたびは、今までの状況を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症の流行や、GIGA スクール構想（＊8）による学校のICT（＊9）環境の整備など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中でも、自ら進んで読書活動を行うことができるよう、読書の機会の充実や読書環境の整備、推進を図っていくために、第3次計画を策定しました。

令和 6年 3月

第1章 計画の目的等

1 計画の目的

この計画では、子どもが「本と出会い、読書を楽しむ」きっかけをつくるとともに、すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自ら進んで読書活動を行うことができる環境の整備を推進することを目的とし、策定します。

2 計画の期間

計画の期間は、令和6(2024)年度から5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 計画の対象

計画の対象は、おおむね18歳以下のすべての子どもとします。また、子どもに関わる家庭・地域・学校などの町民及び諸団体も対象とします。

4 施策の基本方針

目的を達成するため、次の4つの施策を基本方針に掲げ、子どもの読書活動を推進していきます。

(1) 子どもが読書に親しむための機会の提供と充実

子どもの発達段階に応じて、家庭・地域・学校等さまざまな場で子どもが読書の楽しさを知り、読書体験を広げることができるよう本に親しむ機会の充実に取り組みます。

(2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

子どもが読書について、興味・関心を持てるようにするには、子どもが身近で容易に本に親しめる環境を整備していくことが重要です。琴浦町図書館(以下、図書館とする)や学校図書館をはじめとした施設の読書環境の整備・充実に取り組みます。

(3) 子どもの読書活動を支える人の育成

子どもたちが読書に親しむようになるためには、子どもの読書活動に携わる人たちが読書の意義を理解し、自らも本に親しもうとする意欲を持ち、子どもと本を結びつけるために必要な専門知識と技術を身につけることが必要です。子どもと本を結びつける人の育成と関係職員の資質向上に取り組みます。

(4) 子どもの読書活動推進についての啓発・広報

子どもの読書環境を向上するために、家庭・地域や公共機関・民間団体などが連携しながら啓発・広報を図ることは重要な要素です。子どもの読書活動や読書活動推進に対する町民の関心と理解を深めるため、その意義や重要性などについての啓発・広報に取り組みます。

第2章 第2次計画期間の成果と課題

1 成果と課題

○家庭

- ・多くの家庭が、こども園や保育園で借りた本を読んでいます。
- ・学齢期になると、親子読書の機会が減少しています。絵本から読みものへ移行していくには、大人の支援が必要です。

○地域

- ・地域読書ボランティアや保護者が、こども園や学校などと連携し、子どもたちに読み聞かせを行うなど、読書に親しむ活動に取り組んでいます。
- ・地域ぐるみで、子どもの読書活動をより充実させるために、ボランティアの養成やネットワークづくりが必要です。

○こども園・保育園

- ・令和3年度に、2つのこども園で、本棚の設置や絵本の購入など、読書環境の整備が行われました。今後も環境整備を進めていく必要があります。
- ・日常的に読み聞かせが行われ、乳幼児が本に親しむ機会が提供されています。また、親子読書の推進や保護者への啓発にも努めています。
- ・近年は、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク着用や密を避けるといった予防が行われました。そのため、表情や口の動きが見えない、絵本が見づらいなど、読み聞かせを行うことが困難な環境でした。

○学校

- ・令和3年度に、町内すべての学校に専任の学校司書(*10)が配置されました。これにより、児童・生徒へのきめ細かい学習支援、読書支援が可能となっています。
- ・資料費が増額され、学校図書館の資料の充実に繋がりました。
- ・学校司書のスキルアップや図書館サービス充実のために、研修等が行われています。
- ・朝の一斉読書が実施され、児童・生徒が日常的に読書をする環境となっています。
- ・図書館オリエンテーション(*11)が行われ、図書館について学ぶ機会が設けられました。
- ・図書館だよりの発行やイベントの実施等、読書活動の啓発に努めています。

○図書館

- ・司書資格を持った正規職員が配置されたこと(令和2年度に2名、令和3年度に1名)により、図書館の環境整備、サービス改善等に繋がりました。一方で、職員数は、減員となりました。
- ・令和2年9月に移動図書館車の老朽化と利用者の減少により、廃止となりました。代替の遠隔地サービスとして、地区公民館等に、まちなか図書館(*12)を設置しています。
- ・こども園や小学校、放課後児童クラブ(*13)に、団体貸出(*14)として、毎月30~

50冊程度の図書を配本しており、子どもたちはいつでも多様な本を楽しむことができます。

- ・児童コーナーを見やすく整えました。中高生向けコーナーについて、本館では移動と増設を、分館では新設を行いました。また、資料の充実に努めました。年齢が上がるにつれ、公立図書館の利用が減少しています。継続して、本に親しむ機会づくりや来館意欲に繋がる取組が必要です。
- ・令和3年度にICタグシステム(*15)を導入し、自動貸出機(*16)等を設置しました。これにより、利用者自ら図書の貸出手続きを行うことが可能となりました。

2 子どもの読書活動に関するアンケート(*17)から見える実態

○年長児保護者

- ・8割以上の家庭で、定期的に読み聞かせや読書を行っています。
- ・1日に読む時間は、「10分より少ない」、「10分～30分」が約半数ずつでした。
- ・1か月に読む冊数は、「1～5冊」が最も多く、次いで「6～10冊」が多いようです。
- ・週に一度も読まない家庭は、17パーセントでした。家事や仕事に忙しく、子どもと読書をする時間が持ていないようです。
- ・4割以上が園で借りた本を読んでおり、2割程度が家にある本か公立図書館の本を読んでいます。
- ・ブックスタート(*18)で配布された絵本を活用している家庭は、7割以上ありました。
- ・半数以上が、1か月に1回も公立図書館を利用していません。本を借りたり返したりすることが手間だと答えています。
- ・電子書籍(*19)を利用したことのある保護者は60パーセントです。かさばらないことや、本を用意する手間のかからないことが利点となっています。
- ・読み聞かせをしている動画を見せたことがある保護者は、26パーセントです。その半数が「子どもが喜ぶから」という理由での利用でした。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響については、図書館やこども園の絵本を借りることができなかつたため、読む本を用意することが難しかったようです。また、絵本が感染源となり得ることに不安を感じた保護者もありました。

○児童・生徒

- ・7割近くの子どものが読書を好む傾向にあり、日常的に読書をしています。
- ・休日は、平日と比べて、全く読んでいない子どもが2割を超えています。
- ・1か月に1冊も本を読まない子どもは、1割未満ですが、学年が上がるにつれて増えています。不読の理由は、小学6年生がゲームやテレビ、インターネット、中学3年生がスポーツ少年団や習い事です。また、小学6年生と中学3年生の約2割が、「本を読みたいと思わないから」と答えています。

- ・小学3年生以上になると、保護者と読書を一緒に楽しむ機会は、減少しています。「家の方は読書していますか」という問いに、半数以上が「読んでいる」と答えていることから、個々で読書をしていることがうかがえます。
- ・1か月に1回も公立図書館に来ない子どもが、小学3年生で3割、小学6年生と中学3年生で6割以上です。学校図書館で本を借りることが多いようです。
- ・学年が上がるにつれて、学校図書館の利用が減少傾向にあります。中学3年生では2割を超えており、書店やインターネットで本を買うことが多いようです。
- ・学校図書館に一番望むことは、「もっといろんな本があること」と「いつでも読みたい本があること」と答えた子どもが多く、読書への意欲が感じられます。
- ・学年が上がるにつれて、電子書籍の利用が増えています。手間をかけずに、話題の本を読めることが魅力のようです。
- ・調べものの手段として、小学6年生以上は、インターネット検索が一番多く使われています。一方で、小学3年生は、紙の本が一番多く使われています。
- ・これからも紙の本を利用したいと考えている子どもが多いものの、どの学年でも2割程度が電子書籍と紙の本を同じくらい利用したいと考えています。

第3章 計画推進における取組

1 子どもが読書に親しむための機会の提供と充実

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

<現状と課題>

- ・図書館と行政関係課が連携して、6ヶ月児健診時にブックスタート事業を3歳児健診時にフォローアップ事業(*20)を実施しています。配布している絵本は家庭での読み聞かせなどに活用されているようです。
- ・乳幼児期の読み聞かせの重要性に関する理解が進んでおり、多くの家庭で読み聞かせが行われています。その一方で、就学後は、読み聞かせが継続されなくなっていく傾向がみられます。読書活動の定着を図るために、今後も読み聞かせや読書の重要性を保護者に啓発していく必要があります。
- ・小学生以上の状況を見ると、「読書が好き」、「どちらかというと好き」と回答した児童、生徒が多くみられますが、年齢が上がるにつれその割合が減っていく傾向があります。また、家庭での読書も減少しています。
- ・小学3年生、6年生、中学3年生のいずれの学年でも、半数以上が「家の人は読書をしている」と回答しており、琴浦町では家庭内で読書をする習慣があることがうかがえます。
- ・図書館ではおはなし会(*21)を毎週土曜日に実施しているほか、子どもの読書週間や、夏休み、秋の読書週間など季節を捉えたイベントを実施し、保護者とともに絵本や図書館に親しむ取組を行っています。
- ・電子書籍をよく読んでいる人の割合は、小学3年生は10.2%、小学6年生は15.8%、中学3年生は28.7%と年齢が上がるにつれ増加傾向にあります。
- ・調べものを行う際に、インターネット検索を利用する割合は、小学3年生が38.1%、小学6年生が75.2%、中学3年生が88.7%と増加しています。
- ・読み聞かせをする際に、電子書籍を「よく利用している」「何度か利用した」保護者は56.6%おり、理由として、かさばらないこと、本を買ったり、借りたり返したりする手間がないことがあげられています。

<取組の方向性>

- ・赤ちゃんに絵本を手渡すブックスタート事業とフォローアップ事業を継続実施し、乳幼児期から絵本を通してふれあいの時間を過ごせるよう取り組みます。また、絵本から読みものへの移行を支援していきます。
- ・図書館ではおはなし会を継続的に実施し、図書館に来館し読み聞かせを楽しむ時間を提供します。また、季節を捉えたイベントを開催し、図書館ならではの家族でふれあえる活動を展開し、それぞれの行事を通して、絵本の読み聞かせをはじめ読書の大切さに

ついて啓発に努めます。

- ・電子書籍やインターネット検索の利用が増加しており、今後も増加していく傾向があるため、電子メディア機器の上手な活用の仕方や、電子書籍の読書に関する方向性を検討していきます。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

<現状と課題>

- ・琴浦町におけるコミュニティ活動は、地区公民館を中心に展開されています。公民館の事業展開は、多くが成人を対象とされており、なかなか子どもの読書活動展開には及ばないのが実情です。地区公民館における図書コーナーの設置は、人的体制未整備もあって困難な状況にあります。
- ・遠隔地の地区公民館などにはまちなか図書館を設置し、50冊程度の図書を定期的に入れ替えることで図書館への来館が難しい子どもにも本との出会いの場を提供しています。
- ・園児や児童が図書館へ来た際に読み聞かせを行う「来館おはなし会」や、地区公民館やこども園などへ訪問し読み聞かせを行う「出前おはなし会」を実施しています。
- ・図書館では、小学生の図書館見学や、中学生の職場体験の受け入れを行い、体験学習の積み重ねを図っています。
- ・図書館と琴浦こども塾（*22）が連携して、年に1回ビブリオバトル（*23）を行い、読書活動の成果を発表する場を設けています。
- ・図書館本館では児童コーナーを見やすく整えました。中高生向けコーナーは移動と増設を行い、名称を「ヤングアダルトコーナー」（*24）から「コトハル組」（*25）と改めました。また、赤碓分館でもヤングアダルトコーナーを設置しました。今後も資料の充実が必要です。
- ・まなびタウン内では4、5階の一部を学習コーナーとして利用できるようにするなど、居場所の提供を図っています。利用の増加に伴って、公共の場の利用マナー向上へ啓発が必要です。
- ・読書週間や季節の行事に関連したイベントを実施し、読書活動の啓発を図っています。

<取組の方向性>

- ・図書館では多様な分野の本にふれあい、読書の幅を広げるために資料の充実に努めます。
- ・イベントに読書活動や本にふれあう機会を盛り込み、読書活動を推進します。
- ・図書館での施設見学や職場体験活動を引き続き受け入れ図書館を知り、関心を高めるよう取り組みます。
- ・図書館での子どもたちの居場所づくりについて工夫を凝らしていきます。

- ・中高生の意見を取り入れ、コトハル組とヤングアダルトコーナーの充実を図ります。

(3) こども園・保育園における子どもの読書活動の推進

<現状と課題>

- ・乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、発達段階に応じた読み聞かせを行っています。
- ・絵本を通して様々な保育活動を実践し、豊かな感性を育てています。
- ・各園で絵本だよりを発行する、絵本の貸出を行うなど、読書活動推進に関する取組が行われています。また、家庭での親子読書の推進も行っています。
- ・子どもたちが幅広い本へ出合えるよう、図書館の団体貸出を活用しています。

<取組の方向性>

- ・保育活動の中に読み聞かせを取り入れ、絵本の楽しさや面白さを共有する経験ができるよう努めます。
- ・ボランティアや図書館職員によるおはなし会を実施します。
- ・読み聞かせの重要性を保護者へ伝え、家庭での読み聞かせを促します。

(4) 学校・学校図書館における子どもの読書活動の推進

<現状と課題>

- ・令和3年度より町内すべての小中学校に学校司書が配置されました。学校図書館に職員が常駐することで、よりきめの細かい学習支援、読書支援が可能となっています。
- ・小学校では保護者や読書ボランティア(*26)と連携し、読み聞かせが行われています。
- ・図書館オリエンテーションを行い、学校図書館の利用指導に努めています。
- ・学年が上がるにつれ、不読率も増加傾向にあります。本に親しむ機会の提供と読書意欲を高める工夫が必要です。
- ・すべての小中学校で新聞が配備されています。また、小学校では新聞を教材とした授業を実施しています。
- ・図書館だよりなどの発行や読書週間にはイベントを実施する等、読書活動推進の啓発に努めています。

<取組の方向性>

- ・小中学校の「一斉読書(*27)」や図書資料を活用した調べ学習を継続し、読書の幅を広げ、質を高める取組の充実に努めます。
- ・新聞の複数紙配備を進めます。また、NIE(*28)を活用した取組を実施していきます。
- ・図書委員会などによる、児童生徒の自主的な読書活動啓発の推進を図ります。
- ・学校生活の中で、教職員や読書ボランティアによる読み聞かせ等を推進します。

- ・主体的な学習に対応するため、学習センター、情報センター（*29）としての機能充実や活用に努めるとともに、読書の喜びや楽しさを感じさせ豊かな心や感性の育成を進めます。
- ・親子読書などを通して家庭での読書啓発を推進します。

（5）特別な支援が必要な子どもへの読書活動の推進

<現状と課題>

- ・図書館では、はーとふるコーナー（*30）を設け、さわる絵本（*31）やLLブック（*32）、手話に関する資料などを積極的に収集しています。多様なニーズに対応できるよう、今後も資料の充実が求められます。
- ・こども園、小中学校でも音のてる絵本やさわる絵本、LLブックなどの収集を行っています。個々の特性に合わせた対応ができるよう、状況に応じて図書館から資料を提供するなどの支援が必要です。

<取組の方向性>

- ・障がいのあるなしに関わらず、すべての子どもが読書に親しめるよう、多様な資料の収集や、環境整備に努めます。
- ・特別な支援が必要な子どもの希望に対応できるよう、関係機関や団体と連携し、支援体制を整備します。
- ・職員の理解を深めるため、読書バリアフリーに関する研修を行っていきます。

2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

（1）図書館の整備・充実

<現状と課題>

- ・児童書の利用頻度が高まるとともに図書の破損が進んでいます。補修や買い替えを行うなど状態のよい資料の提供に努めています。
- ・英語の絵本や物語を所蔵していますが、十分に活用されていません。英語に限らず、そのほかの国の言語についても提供が必要となってきています。
- ・子どもたちの幅広い分野の資料を提供できるよう、資料の選定に努めています。
- ・令和3年度に、ICタグシステムの導入を行い、まなびタウン内では貸出処理なく、読書を楽しむことができます。また、談話コーナーなどに図書館の本を設置し、新たな本との出合いの場を提供しています。

<取組の方向性>

- ・子どもの発達段階に応じて、子どもの知的、情緒的経験を広げ、豊かな創造力を養うため、良質な図書を選択、収集し、その提供に努めます。

- ・外国にルーツのある子どもが読書に親しめる環境を整えます。また、すべての子どもが多様な言語や文化にふれられる機会を提供します。
- ・季節に応じた掲示や特集コーナーを設置し、様々な本との出会いの場を提供します。
- ・まなびタウン談話コーナー、図書館学習コーナー、児童コーナーの整備充実によって、より魅力的な居場所づくりに努めます。

(2) こども園・保育園の整備・充実

<現状と課題>

- ・令和3年度には2つのこども園で本棚の設置や絵本の購入など、環境整備が行われました。そのほかの園でも継続して環境の整備をしていく必要があります。
- ・要望に応じて司書が絵本の選書や絵本コーナーの整備をサポートしています。

<取組の方向性>

- ・子どもが楽しんで本にふれる環境づくりに取り組みます。
- ・図書館と連携して、子どもの発達段階にあった本の選定や、職員の読書活動に関する研修を行っていきます。

(3) 学校図書館の整備・充実

<現状と課題>

- ・町内すべての小中学校に学校司書が配置され、資料の充実や利用の促進に取り組んでいます。また、読書週間などに関連するイベントや日常の掲示、展示活動を積極的に行っています。
- ・学校図書館図書標準(*33)冊数は全校で達成されていますが、年数の経過した資料や、情報の古くなった資料を除籍し、新しい資料の受入作業を継続して行っていくことが必要です。また、いつでも多様な本を読むことができるように、今後も蔵書の充実が求められます。
- ・調べ学習に不足する資料については、図書館から取り寄せて対応しています。引き続き連携して提供する必要があります。
- ・学校司書が学習に必要な資料の準備など、司書教諭(*34)をサポートしています。
- ・GIGA スクール構想により ICT 環境の整備が進められています。

<取組の方向性>

- ・掲示などの環境整備や特集コーナーの設置を継続して行い、子どもたちにとって居心地のよい学校図書館づくりに努めます。
- ・計画的に図書の整備を行い、資料の更新と充実を図ります。また、多様な子どもに対応した読書活動の推進を図るため、さわる絵本やLLブックなど、読書のバリアフリーに配慮した資料の提供に努めます。

- ・学校図書館がもっと積極的に利用されるように、司書教諭と学校司書が連携して働きかけます。
- ・図書館と学校図書館の連絡会などを行い、情報共有や連携に努めます。また、必要に応じて業務のマニュアル化を図るなど、どの学校図書館でも一定水準の図書館サービスが提供できるよう配慮します。
- ・ICT を活用した取組をサポートできるよう、職員の研修を行います。

3 子どもの読書活動を支える人の育成

(1) 職員の育成

<現状と課題>

- ・研修等に参加し、専門的な知識や技術を身につけるよう努めています。
- ・勤務状況や時間帯によっては研修に参加しにくい場合があるようです。

<取組の方向性>

- ・子どもや保護者、読書ボランティアからの読書や読書活動推進に関する相談に対し、適切に伝えるために、職員の資質向上を図ります。
- ・鳥取県教育センターや鳥取県立図書館などの行っている研修へ参加しやすい環境の整備に努めます。
- ・職員が互いに連携を取り、読書活動について相談しやすい環境を整えます。

(2) 読書ボランティアへの支援

<現状と課題>

- ・地域や小学校などで活動している、読み聞かせグループなどの読書ボランティアがあります。
- ・町内の読書ボランティアが把握できておらず、情報共有もなされていません。

<取組の方向性>

- ・読書ボランティアを把握し、ネットワークづくりに取り組みます。情報を共有し連携することで地域における子どもの読書活動を推進していきます。
- ・読書活動に関する講座や研修を実施し、子どもと本を結びつけるために必要な専門知識と技術の向上を支援します。また、新たな人材の発掘を行っていきます。

4 子どもの読書活動推進についての啓発・広報

<現状と課題>

- ・こども園や保育園、小中学校では図書館だよりなどを発行し啓発を行っています。情報が確実に家庭に届くため、今後も継続して行っていく必要があります。

- ・読書週間やイベントの取組を行政情報として広報しています。最近では SNS を活用した広報も行っています。
- ・図書館の情報が周知されていない状況もあります。

<取組の方向性>

- ・図書館情報の認知度向上を図るため、効果的な広報の方法を考え、実施していきます。
- ・あらゆる機会を捉えて子どもの読書活動推進を啓発していきます。
- ・急速に普及している電子メディアとの適正なつきあい方について啓発していきます。

5 目標値の設定

項 目		2022年度 (令和4)	2029年度 目標
家庭において、乳幼児の子どもに絵本などの読み聞かせを したり一緒に本を読んだりした日が1週間で一日以上ある 場合 (出典:子どもの読書活動に関するアンケート/琴浦町教育委員会)	幼児保護者	82.6%	85%
「読書が好き」な子どもの割合 (出典:子どもの読書活動に関するアンケート/琴浦町教育委員会)	小学3年生	93.2%	向上
	小学6年生	75.2%	向上
	中学3年生	69.6%	向上
1か月に1冊も本を読まない割合(不読率) (出典:子どもの読書活動に関するアンケート/琴浦町教育委員会)	小学3年生	0.7%	0.5%以下
	小学6年生	3.8%	3%以下
	中学3年生	9.6%	9%以下
学校以外で平日1日に10分以上読書をする割合 (出典:子どもの読書活動に関するアンケート/琴浦町教育委員会)	小学3年生	71.4%	80%
	小学6年生	59.4%	65%
	中学3年生	61.7%	70%
一斉読書実施率 (出典:子どもの読書活動に関するアンケート/琴浦町教育委員会)	小学校	100%	100%
	中学校	100%	100%
学校図書館図書標準達成率 (出典:子どもの読書活動に関するアンケート/琴浦町教育委員会)	小学校	100%	100%
	中学校	100%	100%
図書館主催の行事・イベント開催		4回	継続
図書館での子どもの読書意欲を喚起するための企画展示		22回	継続
読書ボランティアへの支援(交流会の実施など)		未実施	実施

<注釈>

*1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(資料編に掲載)

*2 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき策定された計画。第五次計画が令和5年3月に閣議決定されました。

*3 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

いわゆる読書バリアフリー法。障がいのあるなしに関わらず、すべての人が読書を通じて文字や活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律。令和元年6月に成立しました。

*4 第6次学校図書館図書整備等5か年計画

公立小中学校等の学校図書館における、学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充が図られることを目的として令和4年1月に策定された計画。期間は令和4年度から8年度としています。

*5 鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、鳥取県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すものです。平成16年4月、第1次計画の策定後、おおよそ5年ごとに見直しが行われ、平成31年に第4次計画が策定されています。

*6 学校図書館支援センター

学校図書館の活用により、児童生徒の主体的に学ぶ力を育成するため、平成27年に鳥取県立図書館に開設されました。就学前から高校まで一貫した見通しを持った学校図書館活用教育を推進し、学校教育のバックアップを行っています。

*7 とっとり学校図書活用教育推進ビジョン

就学前から高等学校まで継続的に捉え、発達段階に応じた授業カリキュラムを考慮した学校図書活用教育を推進するため、鳥取県教育委員会が平成28年3月に策定しました。

*8 GIGA スクール構想

令和元年に開始された、児童、生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを整備する文部科学省の取組。

***9 ICT**

Information and Communication Technology の略語で、情報通信技術のこと。

***10 学校司書**

学校図書館法第6条1項に定められた、学校図書館の職務を行う職員。

***11 図書館オリエンテーション**

図書館のサービスや使い方を紹介し、利用者に図書館に親しんでもらう取組。学校では新学期の始めに学校図書館の利用の仕方を説明するために行われることが多い。

***12 まちなか図書館**

図書館から遠方の方にも図書館資料を利用してもらえるよう、成美地区公民館、森の楽園（古布庄）、旧以西小学校、安田地区公民館の町内4カ所に本棚を設置しています。図書館職員が選んだ50冊を置き、2ヶ月に1回、本の入れ替えを行っています。その場で本を読んだり借りて帰ったりすることができます。

***13 放課後児童クラブ**

就労などにより保護者などが不在となる家庭のため、小学生の子どもを対象に放課後の適切な遊びや生活の場を提供しています。

***14 団体貸出**

町内のこども園、小学校、放課後児童クラブ、高齢者施設などの希望する施設を対象に、まとまった図書館資料を貸出し、月に1度交換するサービス。

***15 IC タグシステム**

電波や磁界を利用して、非接触で図書を識別する機能。

***16 自動貸出機**

利用者自らが貸出処理を行うことができる機械。

***17 子どもの読書活動に関するアンケート**

令和5年7月から8月にかけて琴浦町内の年長児保護者、小学3年生、6年生、中学3年生とこども園・保育所、小中学校を対象に行ったアンケート調査。詳細は資料編に添付してあります。

***18 ブックスタート**

肌のぬくもりを感じながら、ことばと心を通わすひとときを「絵本」を介して持つことを応援する事業。琴浦町では6カ月健診の際に、絵本をプレゼントし、読み聞かせを行っています。

***19 電子書籍**

紙ではなく、パソコンやスマートフォン、タブレットなどの電子端末で読む本。

***20 フォローアップ事業**

ブックスタートをフォローして行われる事業。琴浦町では3歳児健診の際に、年齢にあった絵本をプレゼントし、家庭での読み聞かせの重要性を伝えています。

***21 おはなし会**

絵本の読み聞かせや手遊びなどを行い、子どもが物語に親しむきっかけをつくるイベント。

***22 琴浦こども塾**

論語を通して、物事の考え方や生き方を学ぶとともに、ふるさとの自然や歴史を学び、大切にすることを育むことを目的としている塾。平成29年8月に開塾され、琴浦こども塾運営委員会によって運営されています。対象は町内の小学4年生から中学1年生まで。

***23 ビブリオバトル**

知的書評合戦。持ってきた本の面白さをプレゼンテーションし、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決定する書評会。

***24 ヤングアダルトコーナー**

おおむね12歳から19歳の若者を対象にした資料を集めたコーナー。

***25 コトハル組**

中学生と一緒に考えたヤングアダルトコーナーの新名称。「コトウラ・アオハル組」を省略しました。琴浦で青春(アオハル)している人、したい人、していた人にたくさん利用してほしいという願いが込められています。

***26 読書ボランティア**

読み聞かせグループのほか、音訳や点訳、図書館の環境整備などの読書活動にかかわるボランティア。

***27 一斉読書**

全校の児童生徒が一斉に読書に取り組むこと。朝の始業前に行われることが多い。

***28 NIE**

Newspaper in Education の略で、学校などで新聞を学習教材として活用すること。

***29 学習センター、情報センター**

学校図書館ガイドライン(*35)では、「学校図書館は児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している」としています。

***30 はーとふるコーナー**

活字が読みづらい方や耳が聞こえにくい方にも利用しやすい資料を紹介しているコーナー。

***31 さわる絵本**

さわって楽しむことができる絵本。布で作られた布絵本や、絵本の文字や絵に点字やふくらみをつけた点字つき絵本などがあります。

***32 LLブック**

LL はスウェーデン語の「Lättläst」(レットレースト)(優しく読める)を略したもので、簡単な言葉や絵、写真を使ってやさしく読みやすいようにつくられた本のこと。

***33 学校図書館図書標準**

文部科学省が学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定めたもの。

***34 司書教諭**

学校図書館法第5条1項に定められた、学校図書館を担当するためにおかれた教員。

***35 学校図書館ガイドライン**

平成28年11月29日付の文部科学省初等中等教育局長通知「学校図書館の整備充実について(通知)」により、教育委員会や学校などにとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示したもの。